

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年新座市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第 6 条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合算額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 170、12 月に支給する場合においては 100 分の 175 を乗じて得た額</u>に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]	（期末手当） 第 6 条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合算額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 170 を乗じて得た額</u>に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]

第 2 条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第 6 条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合算額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に<u>100 分の 172.5 を乗じて得た額</u>に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区	（期末手当） 第 6 条 [略] 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合算額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 170、12 月に支給する場合においては 100 分の 175 を乗じて得た額</u>

分に应じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕	に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に应じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕
--	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。